

岩美町特定教育・保育施設等の利用者負担月額(平成30年度)

表1 保育所を利用する場合の保育料月額

(単位:円)

階層区分	区分	保育料(月額)					
		保育標準時間認定		保育短時間認定			
		満3歳未満の子ども	満3歳以上の子ども	満3歳未満の子ども	満3歳以上の子ども		
A	生活保護世帯等	第1子・第2子以降	0	0	0	0	
B1	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	第1子・第2子以降	0	0	0	
B2		ひとり親世帯等 以外の世帯	第1子	5,000	3,000	4,910	2,940
			第2子以降	0	0	0	
C1	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	第1子	5,000	3,500	4,900	3,430
C2		ひとり親世帯等 以外の世帯	第1子	11,000	8,000	10,810	7,860
			第2子以降	0	0	0	
D1-1	市町村民税 所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	第1子	5,000	3,500	4,900	3,430
D1-2		ひとり親世帯等 以外の世帯	第1子	17,000	14,000	16,710	13,760
			第2子以降	0	0	0	
D2-1	市町村民税 所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	第1子	5,000	3,500	4,900	3,430
D2-2			第2子	0	0	0	0
			第3子以降	0	0	0	0
		ひとり親世帯等 以外の世帯	第1子	17,000	14,000	16,710	13,760
			第2子	8,500	7,000	8,350	6,880
			第3子以降	0	0	0	0
D3	市町村民税 所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	第1子	22,000	19,000	21,620	18,670	
		第2子	11,000	9,500	10,810	9,330	
		第3子以降	0	0	0	0	
D4	市町村民税 所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満	第1子	26,000	22,000	25,550	21,620	
		第2子	13,000	11,000	12,770	10,810	
		第3子以降	0	0	0	0	
D5	市町村民税 所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満	第1子	30,000	25,000	29,490	24,570	
		第2子	15,000	12,500	14,740	12,280	
		第3子以降	0	0	0	0	
D6	市町村民税 所得割課税額 169,000円以上 235,000円未満	第1子	34,000	27,000	33,420	26,540	
		第2子	17,000	13,500	16,710	13,270	
		第3子以降	0	0	0	0	
D7	市町村民税 所得割課税額 235,000円以上 301,000円未満	第1子	39,000	29,000	38,330	28,500	
		第2子	19,500	14,500	19,160	14,250	
		第3子以降	0	0	0	0	
D8	市町村民税 所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	第1子	41,000	31,000	40,300	30,470	
		第2子	20,500	15,500	20,150	15,230	
		第3子以降	0	0	0	0	
D9	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上	第1子	43,000	33,000	42,260	32,430	
		第2子	21,500	16,500	21,130	16,210	
		第3子以降	0	0	0	0	

表2 教育標準時間認定で認定こども園や幼稚園を利用する場合の保育料月額

(単位:円)

階層区分	区分	保育料(月額)		
		教育標準時間認定		
		満3歳以上の子ども		
A	生活保護世帯等	第1子・第2子以降	0	
B1	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	第1子・第2子以降	0
B2		ひとり親世帯等 以外の世帯	第1子	2,600
			第2子以降	0
C1	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等	第1子	2,600
C2		ひとり親世帯等 以外の世帯	第1子	10,000
			第2子以降	0
D1	市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	第1子	17,200	
		第2子	8,600	
		第3子以降	0	
D2	市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	第1子	22,000	
		第2子	11,000	
		第3子以降	0	

※ この表において、保育料(月額)の区分は生計が同一のお子さまを年長順に数えたものです。
 また、階層区分の認定は教育・保育利用した月の属する年度(当該月が4月～8月の場合は前年度)分の保護者の市町村民税所得割額の合算額です。
 (ただし、保護者以外の者が家計の主事者である場合は、その者の市町村民税の額も合算)
 この表における子どもの年齢は、教育・保育給付を受けた日の属する年度の初日の前日の年齢で判断します。